所得税・住民税　確定申告についてのお知らせ

～確定申告は期限内に正しく行いましょう～

平成二十五年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十七日(月)から三月十七日(月)まで行われます。次の事項をお読みいただいて、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。

期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などは加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

確定申告をしなければならない方

◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方

◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方

◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二カ所以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十五年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

◇年末調整で扶養の二重控除をされた方(夫婦や親子で一人の高齢者等をお互いに扶養控除した場合など)や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方

(給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください)。

◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畑の小作料収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。

◇年末調整で受けなかった控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方は申告が必要です。

◇年金等の所得のみの方でも確定申告が必要な場合がありますので、ご不明な方はお問い合わせください。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。

◇白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付してください。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。

◇収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

◇全量家事消費されている方

「平成二十五年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

◇扶養控除が変わっています。

平成二十三年分より、「子ども手当」の支給に伴い、十六歳未満の扶養控除が廃止されています。

十六歳未満のお子さんは扶養控除の対象とはなりません。

◇公的年金等受給者に係わる確定申告不要制度について

平成二十三年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が四百万円以下であり、かつ、公的年金等に係わる雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、飯田税務署までお問い合わせ下さい。

※ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受ける場合や農業所得等ある場合には申告は必要ですので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。

確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。

源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越し下さい。又、税務署から送られた申告書も持参して下さい。

◇収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。

下條村での申告日程等は二月三日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

長年放置して使用していない軽自動車等はありませんか？

軽自動車税は、４月１日現在の所有者に課税されています。
使用していない軽自動車等は３月31日までに廃車手続きをしましょう。

確定申告についてのお問い合わせは

○飯田税務署
(電話○二六五―二二―一一六五)
○役場税務係
(電話二七―二三一一)
までお願いします。

復興特別所得税について

平成二十五年分から平成四十九年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に二・一％の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

税に関するポスター・作文の表彰

「税を知る週間」内に小中学生から応募された作品の中から、特に優秀として選考されたポスター十一点、作文二点が下條村租税教育推進協議会総会で表彰されました。

この内、協議会長賞に輝いた作品は次のとおりです。

『ポスターの部』

小学六年二組　**串原　陽愛さん(中　平)**

『作文の部』

「税について考えてみて」

中学二年B組　**宮嶋　雄士さん(山一東)**

また納税貯蓄組合連合会主催による中学生の「税についての作文」コンクールにおいて、応募作品総数六二八編のうち、久我吏穂さんが長野県納税貯蓄組合連合会長賞を受賞され、表彰もあわせて行われました。

長野県納税貯蓄連合会長賞

「ゴミ袋消費税について」

中学二年B組　**久我　吏穂さん(上野原)**

私の家では、新盆見舞いのお返しとして必需品のゴミ袋を渡しました。そこで、私はゴミ袋の値段が高いことに気づき、調べてみました。

下條村では、燃やすゴミの袋は十枚で八百円します。本体価格は七百六十二円で消費税は三十八円です。村がゴミ袋を購入する時の値段は百九十三円で、本体価格と購入時の値段の差は五百六十九円でこの差の分、つまり五百六十九円が村に納められているそうです。そして、燃やすゴミの袋は去年、年間四千八百六十六売れたそうなので、村に入ったお金は、約二百七十七万円ということになります。このお金は雑入といって使い道は特に決められているわけではなくて、色々なことに使われているそうです。この雑入はゴミ収集などにも使われています。ごみ収集にも約百七十万円以上の費用がかかっています。

これだけゴミを捨てるのにもお金がかかる田舎とは違い、都会ではゴミ袋はただ。しかも分別をする必要もないと聞きました。

これからは、消費税も増税され、どんどんと物価が上がることと思います。当然、ゴミ袋の値段も上がるでしょう。

最近、よくニュースで、「消費税増税」という言葉を耳にします。増税すると、物価が上がり、私達国民に負担がかかります。今は五％の消費税も近いうちに、七％、八％…と上がることでしょう。ですが、私は今回調べたことにより、ゴミを燃やしたりすることにも税が使われたりしていることを知りました。ゴミ袋が高くても、分別して環境のことを考えたり、税を納めて私達の生活する場がもっとよりよいものになるなら、消費税の増税も仕方がないと思いました。

私は、ゴミは分別して環境を大事にして行くべきだと思うし、そのために税金を使ってほしいです。そして私は、今まで税について全く関心が無く、なんとなく、「難しいもの」として考えてきました。実際、難しくて、くわしいことは分かりません。ですが、身近なところでも税金が納められて、また使われているんだということを知り、「私にも関係があるんだな。」ということを感じ、これから将来、必ず税金は納めなくては、また今まで気づいてなかっただけで、もう税を納めていたということを知る良いきっかけとなりました。

ゴミ袋以外にも色々な場所で税金に関わることがあると思うので、「人事ではないんだ。」ということを感じ、税について関心をもっていきたいです。